⑶　試験の区分「地方整備局・北海道開発局」　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用Ⅱ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用Ⅱ種試験による採用後７年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

229,500円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格

⑴　試験の区分「本省」　平成28年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第４項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程（以下「大学院の課程等」という。）を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、機械、土木、建築、材料工学、農業農村工学、林学又は砂防に関する課程を修めて卒業又は修了したもの。

⑵　試験の区分「国土地理院」　平成28年４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して７年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学、農業農村工学又は林学に関する課程を修めて卒業又は修了し、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）第49条第１項に規定する測量士の登録を受けているもの。

⑶　試験の区分「地方整備局・北海道開発局」　平成28年４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して11年を経過した者で、学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

一　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日

二　学校教育法に基づく高等専門学校の第３学年の課程を修了した日

三　学校教育法第90条第２項の規定に基づき大学に入学した日

四　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第２号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日

五　学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第３号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。）

六　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日

七　外国において学校教育における12年の課程を修了した日

八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日

九　昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日

十　昭和56年文部省告示第153号第１号に規定する検定に合格した日又は同告示第２号から第５号までに規定する課程を修了した日

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目

①　試験の区分「本省」　基礎能力試験及び経験論文試験

②　試験の区分「国土地理院」　基礎能力試験及び経験論文試験

③　試験の区分「地方整備局・北海道開発局」　基礎能力試験及び経験論文試験

⑵　試験の実施日　平成28年９月25日（日）

⑶　試験地　東京都

⑷　第１次試験合格者発表　平成28年10月19日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7　第２次試験

⑴　試験種目

①　試験の区分「本省」　政策課題討議試験及び人物試験

②　試験の区分「国土地理院」　人物試験

③　試験の区分「地方整備局・北海道開発局」　人物試験

人物試験は、個別面接により行う。また、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成28年11月上旬で指定する日

⑶　試験地　東京都

8　第２次試験合格者発表　平成28年11月16日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9　第３次試験

⑴　試験種目　総合評価面接試験

⑵　試験の実施日　平成28年11月下旬又は12月上旬で指定する日

⑶　試験地　東京都

10　最終合格者発表　平成28年12月13日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

11　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

12　受験手続

⑴　受験申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

申込受付期間は、平成28年８月５日（金）９時から８月18日（木）までとし、８月18日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。